

商産第1270号  
令和4年12月19日

新型コロナウイルス感染症の影響に係る  
経済対策関係団体会議構成員 御中

沖縄県商工労働部長  
(公印省略)

B. 1. 1. 529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた  
感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学  
調査の実施について（周知依頼）

平素より新型コロナウイルス感染症対策に御協力いただき感謝申し上げます。  
みだしについて、令和4年3月24日付保ワ第1205号にて沖縄県における方針を示し、令  
和4年8月3日付一部改正したところです。  
今回、学校・保育所等における対応について、同方針の一部を改正するとともに、説  
明資料を一部修正しております。  
つきましては、別添通知等の変更内容についてご理解とご協力を賜るとともに、貴会  
員・事業者等に周知して頂きますようお願いいたします。

### 【改正概要】

1. 保育所等対応の見直し
  - ・感染対策なしの飲食等で感染者と接触した場合、一定期間の外出自粛を含めた感染  
防止対策を推奨すること。  
(保育 PCR 検査等を受検し、検査結果が判明するまでの間、待機を求めない。)
  - ・有症状の未就学児における抗原定性検査キット（唾液用）の活用を推奨
2. 学校等対応の見直し
  - ・感染対策なしの飲食等で感染者と接触した場合、一定期間の外出自粛を含めた感染  
防止対策を推奨すること。  
(接触者 PCR 検査等を受検し、検査結果が判明するまでの間、待機を求めない。)